

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年6月18日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都土の塾

(2) 代表者の氏名

八田 逸三

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区御陵谷町28番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、素手で土や自然と向き合うことを基本に、遊休化した農地や放置された森林の再生、環境にやさしい農林業技術の研究・研修・担い手育成、農林景観の保全による美しいまちづくり、自然と共生する生活文化の普及・教育、土や自然とふれあう心身療法活動等に取り組み、これらの活動を通じて、一人一人の心身を生き生きと保ち、蘇らせ、真に活力ある社会づくりに寄与していくことを目的とする。

2 申請年月日

平成26年6月9日

(文化市民局地域自治推進室)